横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

１　改正の趣旨

　　平成30年３月、バリアフリー法（注１）に基づく、交通バリアフリー基準（注２）とガイドライン（注３）が改正されました。これに伴い、国の改正内容と整合性を図ること、また本市における運用上の課題を改善することを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第８及び第９の４に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）を改正します。

　注１高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

　注２移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

注３公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）

２　検討の経過

　　横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）に基づく「横浜市福祉のまちづくり推進会議（注４）（以下「推進会議」といいます。）」及び推進会議の下部組織である「専門委員会（注５）」で改正内容について審議するとともに、障害者団体など関係者からご意見を伺い、改正案を作成しました。

　注４学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政関係者など23名で構成（条例第７条）

 注５推進会議において設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、建築・ホテル事業者、行政機関など12名で構成（条例第７条第３項）

２　主な改正概要（別紙を参照。）

　　横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第８について以下の整備項目を改正し、同規則別表第９の４について「移動等円滑化された経路（以下「バリアフリールート」といいます。）」を追加します。

1. 便所
	1. 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを前提とした現行整備基準の構成から、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更します。

別紙 １便所(1)、(2)参照

* 1. 乳幼児用設備の設置を新たに基準化するとともに、おむつ交換台の設置場所を便房内に限定しないこととします。

別紙 １便所(3)参照

* 1. 便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化します。

別紙 １便所(6)参照

1. バリアフリールート
	1. 公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によってバリアフリールートが構成されることがわかるよう、整備基準の項目として追加します。

別紙 ２－１バリアフリールートの整備(1)参照

* 1. 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。

別紙 ２－１バリアフリールートの整備(2)、(3)参照

* 1. 線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールートを設けることを例外規定とあわせて基準化します。

別紙 ２－２バリフリールートの複数整備(1)、(2)参照

* 1. 同一事業者間の乗り継ぎルートの１以上をバリアフリー化することを基準化します。

別紙 ２－３乗り継ぎルートのバリアフリー化(1)参照

* 1. 主要な乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。

別紙 ２－３乗り継ぎルートのバリアフリー化(2)、(3)参照

1. エレベーター

鉄道駅等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化します。

別紙３エレベーター参照

(4)案内表示

　 整備基準の項目の表記を「案内標示」を、しるべの標から、おもての表に変更します。